

九州大学男女共同参画推進室休養室利用について

平成29年11月27日

男女共同参画推進室（以下「推進室」と表記）休養室は、九州大学に所属する女性教職員及び女子学生が、体調がすぐれない等の理由で一時的に休養を必要とする場合及び出産・育児期などに気軽に利用できる場所として設置するものである。

休養室の管理・運営は推進室職員が行う。

【利用時間】 原則として、平日の午前9時から午後5時まで。

【利用方法】 利用希望者（あるいは付添人）は、ノートに氏名、連絡先及び利用の理由を記入する等の所定の手続きを行う。

【利用にあたっての注意】

- ① 休養に必要な飲食以外は、原則として認めない。
- ② 休養室における執務・コンピューター作業等は原則として禁止する。
- ③ 休養及び搾乳等に必要な物品は、利用者がその都度持参する。
- ④ 冷蔵庫の利用は一時的な保管のみとする。
- ⑤ 利用中に出たごみは、必ず持ち帰る。
- ⑥ 乳幼児には保護者が必ず付き添うこととする。万一事故等があっても管理者は責任を負わない。
- ⑦ 乳幼児のおむつ替えは必ず多目的トイレで行い、使用済みおむつは持ち帰ること。
- ⑧ 体調不良でない者が仮眠室として利用する事はできない。不適切な使用がなされていると管理者が判断した場合は、退去を求めることがある。
- ⑨ 使用中に問題が生じた場合は、速やかに推進室の職員に連絡すること。

なお、休養室の利用状況に応じて、本内容は随時見直すことがある。

以上